

第 1 部

アジアの経済開発と法

第 1 章

転換期のアジア型資本主義

危機後の東南アジア法システム理解の前提として

はじめに

1997年7月タイに端を発したアジア金融危機は、瞬く間にインドネシア、韓国さらには東・東南アジアのほぼ全域に伝播した。かつて東アジアの奇跡として賞賛されたこれら東・東南アジア諸国の多くは、一転して深刻な経済、社会および政治の危機に見舞われたのである。この危機の原因としては、これらの諸国が、80年代以降急速に展開したグローバリゼーション⁽¹⁾の大波に耐え得るだけの強靱な金融・経済システムを有していなかったことなどがあげられている⁽²⁾。このような、いわば経済政策レベルでの技術論的な捉え方とは別に、アジア固有の資本主義の型を想定し、今回の危機をこの固有の資本主義の危機として捉えることも可能である。このような視点は、90年代バブル崩壊後の「失われた10年」と称される日本の政治・経済システム全般の機能不全状況を重ね合わせて考えると、より説得力を有しているように思われる⁽³⁾。この経済危機を契機に、「東アジアの奇跡」を支えてきた「開発国家」体制も大きく動揺し、タイやインドネシアでの政治改革の動きにみられるように、大きな変容を迫られている。このことは、今回の危機が、経済のみならず、政治を含むいわば政治・経済システム全体の危機、すなわちアジア型資本主義の危機であったことを物語っている。

本章は、この「危機」をアジア型資本主義、すなわち政治と経済の両面に色濃く存在する「共同主義」的システムの危機であるとして説明を試み、21世紀初頭における東南アジア地域の法システムにみられる問題点とその将来の可能性を探ることを目的とする。本章でいうアジア型資本主義とは、政治・経済・社会といういっさいの人間社会の関係において、人々の直接的・無媒介的な結びつき、すなわち「共同的な」関係が重視されるということを経験的特質としており、このような社会のあり方が、個人の自律性を前提とする「市場」における諸活動を中心に構成される欧米型資本主義とは、ある種の対称性を有するものとして理解する。近代資本主義が、個人の労働(力)までも「商品化」した「市場」システムを前提として成立したことはしばしば指摘されている。これに対して、アジア型資本主義においては、「市場」が中核的な原理を占めるはずの「経済」の分野においてすら、それは自律的・自動的に機能し得ずに、その多くの部分を非経済的な人々の結びつき、すなわち「共同主義」的な関係により代位ないし補完されている、ということができる。この点で、アジア型資本主義は、西欧における典型的な資本主義ともいえるべき「市場資本主義」とは異質性を帯びているものと考え、これを「共同資本主義」と名づけておく⁽⁴⁾。

アジア型資本主義の政治的側面については、これまでその開発独裁的ないし強権的な性格が強調されてきたが、本章では、その特質を経済システムにおける「共同的」性格と深く関係しながら、権力が「共同的」関係により創設・維持されてきたことに注目して、「共同主義型政治システム」を想定する。いうまでもなく、このシステムは、アメリカを中心とする欧米先進国に典型的にみられる個人の自治を前提として成立する「市場主義型政治システム」とは基本的に異質なものである。

東南アジアの経済システム

共同資本主義とその限界

1. アジア危機の要因と二つの資本主義

1997年の東アジア経済危機の原因として、「東アジアは、その金融システムが内部者取引、腐敗および脆弱な企業統治によって、非効率な投資支出と銀行制度の弱体化が生じたが故に金融破綻を露呈し」[Radelet and Sachs 1998]、また「政府、企業および銀行の結合における透明性の欠如は危機の原因となると同時にその克服の努力を複雑にした」[Fischer 1998]というように言及されている。この改革の方向として、「公の及び企業の統治を強化し透明性と説明責任を促進する」[Camdessus 1998]ことや、「良き統治を促進し、腐敗と戦う世界的な努力」[IMF 1998]が謳われていることは、今回の危機が、単なる景気循環などの純経済的要因に起因するものではなく、より制度的さらには文化的ともいべきものに起因することを示している。

Rajan and Zingales (1998) は、アジアに典型的にみられる金融取引と欧米特にアングロ・アメリカ型のそれを区別し、「関係 (Relationship) 対独立当事者 (Arm's Length)」という用語の対比によって説明している。彼らの解釈を筆者なりにより敷衍すると以下のようなだろう。関係主義にあっては、当事者間の関係の維持と強化が重要な行動準則とされ、そこでは部外者に対しては排他主義ないし秘密主義に傾く傾向がある⁽⁵⁾。これに対して、独立当事者主義にあっては、当事者の自由な意思決定が基礎とされ、その意思決定の前提として透明性と説明責任が重視される。さらに、ここから今回の危機は彼らのいう関係主義⁽⁶⁾を軸とするアジア型資本主義の危機であるという結論が導き出されるのである。

Rajan and Zingales の「関係対独立当事者」モデルからは、アジア型資本主義と欧米型 (アングロ・アメリカ型) 資本主義ともいべき対比をも想定

することができ、さらにこの対比は「共同（関係）資本主義」⁷⁾と「市場資本主義」としてモデル化することが可能である。前者は「日本型システム」論（例えば、濱口恵俊の「間人モデル」[濱口 1998: 15-30]）において日本の経済発展の重要な要素であると説明されてきたものと共通することはいうまでもない。さらに、「関係（Guanxi）主義」は、今回の危機の直前まで 1980 年代以降急速な経済発展を遂げたアジアの奇跡をもたらした華人系企業の特質として、アジアのみならず欧米の研究者の関心を引きつけてきたものであった⁸⁾。後者の独立当事者モデルとは、いうまでもなく、典型的なアングロ・アメリカ型近代資本主義のそれを指す。

この二つの資本主義の対比については、しばしば、欧米資本主義の先進性とアジア資本主義の後進性という発展段階論を前提とする説明が試みられている。アジア危機の結果として透明性と説明責任を軸とするアングロ・アメリカ型システムの優位性が実証されつつあるかにみえる現下の情勢からすれば、この議論はある程度の説得力をもつように映る。先にみたアジア危機に対する欧米の多くの論調もそうである。例えば、von Pfeil (1998) も、シュムペーターの議論を援用して、「資本主義とは自由かつ公正な競争により利潤を生み出すものであり、民主主義とは自由かつ公正な競争により、よい統治に導くものである」と述べ、アジアには資本主義も民主主義も生まれていないと断罪している⁹⁾。競争を市場という語に置き換えるならば、競争により淘汰される市場システムに依拠することなく、あいまいな「関係」にみられる計算不能な共同主義的原理によりこれを代行させているアジア型ないし共同資本主義は、資本主義に値しない前近代的なシステムということになる¹⁰⁾。

このような先進と後進、換言すれば近代・前近代という単線的モデルからは、少なくとも今回の危機の直前まで日本を含む東・東南アジア諸国が、その直前まで世界的に賞賛されるほどの急速な経済発展を遂げてきたという事実を説明できない。この疑問に答えるためには、この二つの相違について、「市場資本主義」と「共同資本主義」ともいうべき二つの類型を設定し、そ

れを対比するという視点が必要であろう⁽¹¹⁾。

2. 二つの資本主義モデル：市場資本主義と共同資本主義

アジア型資本主義とアングロ・アメリカ型資本主義という二つの資本主義を筆者のいう共同法理と市場法理を基礎としてモデル化すると、以下の表のとおりとなる。

二つの資本主義モデル

市場資本主義	共同（関係）資本主義
欧米（アングロ・アメリカ）モデル	（東）アジアモデル
狩猟・商業型	（稲作）農耕型
競争	調和
個人主義	共同（集団）主義（関係主義）
金融・サービス	モノ作り（製造）
法的・契約関係（法治）	非法的・人的関係（人治・徳治）
透明性・開放性	閉鎖性・排他性
説明責任（コトバによる責任）	暗黙の了解（コトバを媒介としない信頼）
中立国家（市場への不介入）	積極国家（開発国家）

市場資本主義とは、西欧特にその母国ともいうべきイギリスの近代化の過程で出現し、古い封建制のくびきをほぼ完全に断ち切ったアメリカにおいて最も新しい形で展開している、いわば由緒正しい資本主義である。この資本主義を支える基本的な原理は市場における自由競争である。その特質としては、今回の危機の最中でのヘッジ・ファンドの行動パターンが端的に物語るように、時間的・空間的な差異のなかに利潤の源泉を求める傾向があるという点では、狩猟的・商業的性格を有しているともいえる。この資本主義の根幹を形づくる「契約」概念は、中東のユダヤ・キリスト教という一神教における「神との契約」に基礎をおき、ギリシャの人間主義哲学やローマにおける法思想の影響を受けながら、西欧世界の基底的な生業であった狩猟・乾燥農業のなかで生み出された「個人主義」を不可欠の要素としている。この

種の資本主義にあっては、経済主体たる個人は、市場における自由な契約の連鎖によって互いに結びつけられているとされる。この契約関係は、当然に自己決定能力を有する個人間の自由な合意によって成立するものである。それ故、伝統や慣習とによりながら個人の明示的かつ自由な意思によるものでない共同の関係は、経済的には当然に非合理的な存在であり、政治的には非民主主義的なものと認識される。そこでは、自由意思の主体である個人の存在が前提とされ、しだいに個人に代わって経済・市場活動の中枢を占めるにいたる企業法人も単なる個人間の契約の集積体にすぎないと認識されるのである⁽¹²⁾。

個人主義は、欧米においては単なる経済システムのみばかりでなく、政治や社会システムの基礎を形づくっている。このことは、西欧近代自体が、政治・社会的には、封建体制という身分的・共同体的規制のくびきを打ち破ることにより、経済的には、長期のそして「血と汗の歴史」として刻まれる過酷な本源的蓄積の過程によって生み出された自立的な個人の出現により成立していることから明らかである。そこでは自立した個人は現代西欧社会の政治・経済・社会の全システムを支える最も基礎的な構成要素なのである。

個人間で取り結ばれる契約は、それをめぐって生ずる紛争を防止し、またそれから生ずる責任を明確にするために、常に明晰な文言をもって表現されねばならない。市場資本主義モデルが形成された19世紀のレッセ・フェールの思想が物語るように、経済活動はこのような自治的な個人の自由な意思決定を基礎とする市場を通じて行なわれるべきであり、それに対する国家の干渉は可能なかぎり排除されるものとされた。この意味では、市場資本主義とはきわめて「法的な」システムであるといえることができる。

これに対して、アジアすなわちモンスーン・アジア⁽¹³⁾においては、伝統的にモンスーンという気候・風土を利用した稲作を中心とする農業が支配的な生産様式であった。この種の農業にあっては、狩猟や乾燥農業を基本とする西欧のそれとは対照的に、労働は家族を超えるより大きな地縁・血縁の共同体を軸に編成されており、個人主義が自生的に生成される余地は存在しな

かったか、存在したにしてもきわめて限られていた。人々は、この種の農業における共同作業の必要性から、伝統・慣習を基礎とする非契約的な共同体的関係により強く結びつけられていた。そこでは、当然に共同体内の「調和」的關係の維持は最も重要な価値の一つであり、個人主義とは対照的な共同主義ともいべきものが根強く存在していたのである。当然にこのような関係は、共同体内においては一体化ないし稠密な「親しさ」が生み出される一方、外部に対しては往々にして閉鎖的・敵対的となる傾向を有している。この親しい「一体的な」関係は、西欧社会の基軸原理である他者性を前提としながら自由な合意により成立する「契約」とは対極に位置するものであり、この意味では、非法的・非契約的・人格的な関係に基礎をおくものであった。

これらの「アジア的」ともいべき特質は、テンニエスの古典的業績をみるまでもなく、西欧の近代化以前に存在していた共同体におけるものと共通性を有していることは事実である〔テンニエス 1957〕。しかし、狩猟・乾燥農業を中心とする社会であった西欧ではそこから個人主義を育み得たのに対して、モンスーン下でのアジアの稲作農業は、それとは対極的な共同主義を強化する傾向があったことは重要であろう。

アジアの資本主義は、その政治システムと同じく、個人の形成という前提条件を十分に具備することのないまま、西欧諸国による植民地化あるいは西欧モデルでの近代化の過程で、西欧諸国から外部的に導入されたものである。明治以降国家の主導下で急速な資本主義化を成し遂げた日本は後者の例であり、この過程で西欧とは異なった固有の資本主義を高度に発展させた典型である。欧米列強の植民地体制下でこれら外国資本の導入により資本主義化を強制された他のアジア諸国においても、旧宗主国から導入された資本主義が、その導入先のものとは時間の経過とともに変質している点について変わりはない¹⁴⁾。

この資本主義は、個人を軸に成立する「市場」が存在しないなかで移植されたものであり、それ故、市場とは異質であるばかりかむしろそれと対立する存在である家族や地縁・血縁という共同体に積極的に依拠せざるを得ず、

それ故当然に、そのあり方は共同主義的な色彩を帯びざるを得ない。戦前の日本や現在の韓国の「財閥」(チェボル)、中国や東南アジア華人社会における「関係主義」やインドネシアの「コングロマリット」など、さらには今回の危機の制度的原因とされる「仲間資本主義」(crony capitalism)は、このような共同体ないし他者への強い依存関係を示している⁽¹⁵⁾。

3. 企業組織(株式会社)制度における対比

上記の二つの資本主義の相違を、資本主義体制を支える重要な経済主体である企業組織(株式会社)について比較すれば以下のとおりとなる。

欧米型の市場資本主義の間でも、市場活動の自由を重視するアングロ・アメリカ型と社会的公正を重視するヨーロッパ型の間で相違が存在することが指摘されている⁽¹⁶⁾。とはいえ、いずれも、その中心的主体である株式会社が個人ないしそれに擬せられる独立した経済主体を軸に構成されているという点では共通する。そこでは、株式会社法は、その主体たる会社法人をめぐって株主、経営者という相互に独立した当事者(これらも個々の独立した主体ないしその集合体である)間の権利関係の調整を中心に構成されている⁽¹⁷⁾。その最大の目的は、資本主義を前提とするかぎり会社の所有者とされる株主に配当されるべき利潤の極大化である。法人たる会社の「所有権」が株主に帰属する以上、この関係では株主あるいはその決定機関である株主総会が最終的権限を有する存在であり、経営者は株主に対して最大限の配当を行なうことを最大の義務とする。もっとも、企業規模の拡大にともない株主の分散化は避けることができず、この過程で所有と経営の分離という現象が進行することは、パーリー・ミーンズ以降の企業組織論が指摘するところである。また、この動きと並行して、経営者は株主からの介入を避けるべく内部金融を重視し、またその他の金融機関との関係を強化したことなども、その後の経営者革命論が明らかにしている。しかし、会社が株主の利潤を生み出す財産(商品)の集合体ないしメカニズムであるとする視点は、現代でも基本的

に承認されている。

企業において株主と経営者の関係が独立・別個の契約当事者間として構成される結果、企業の「所有者」たる株主に対する経営者の責任をめぐって、企業の経営業績および企業と経営者間の関係を明確にするために、企業会計の透明性と説明責任の明確化が不可欠なものとされた。経営が株主から分離され、株主概念が（一般）投資家のそれに拡大・拡散されるにつれて経営情報の開示システムが不可欠なものとなった。

この企業組織モデルでは、アメリカの場合に典型的にみられるように、実際に生産に携る労働者は基本的に企業活動の外生要因とされ、企業は株主・経営者による利潤創出とその分配メカニズムとして純化されることとなる⁽¹⁸⁾。市場資本主義にあっては、企業組織は、生産組織というよりこのような利潤創出・分配のための金融組織ないしは商品としての性格が強い。欧米において企業の売買たるテイク・オーバーなどが日常的に行なわれるのはこのような理由からである。

生産の現場にあっては、フォード・システムという言葉が象徴するように、アメリカ型生産システムは、膨大な装置のなかでの少品種大量生産を武器として、製造業全般にわたって支配的な位置を占めるにいたった。それは製造工程を自動・機械化し、このプロセスを徹底してマニュアル化・単純化することによって、そこで働く労働者をこの製造プラントのいわば付属品として位置づけた⁽¹⁹⁾。そこでは、労働者は、雇用契約に基づき与えられたマニュアルに従って労働を提供する存在にすぎない。この結果、労働過程はマニュアルによって垂直的に編成されることとなり、生産の場においてあるべき「共同性」を欠く傾向を生むことになる。このことが、それまで絶対的優位を有していたアメリカの鉄鋼・自動車などの製造業が、1970～80年代に入って、同様の装置を前提としながらも、現場での共同性を軸とする技能の共有という優位性を武器にした日本型経営によるキャッチアップを前に窮地に追いやられた理由である⁽²⁰⁾。

欧米型企業組織の問題点としては、企業の所有者である株主が最大かつ終

局的な権力を有し、経営者は株主に対する利益配当の増大を最大の経営課題とする結果、企業戦略においてはより短期的な利潤の追求を重視することとなり、長期的な事業の展開が困難となることがあげられている。他方、そのメリットとしては、企業が単なる利潤を得るための財産の集合体ないし商品であると把握される結果、市場構造の変化に従って企業を編成替えることが容易となることがあげられる⁽²¹⁾。

アジアの共同資本主義企業といっても、その法的枠組み自体は、欧米諸国から導入された会社法などの企業組織法をモデルとしている。例えば各国の会社法が会社をめぐる株主と経営者間の権利義務を軸に規定されていることは、その規定の仕方を含めて欧米のものとはほとんど相違はない。しかし、その運用の実体はかなり異なったものであることが指摘されている⁽²²⁾。

多くの企業においては所有と経営は一体化している。証券取引所に上場されている大企業においてすらその実態はいまだ家族所有企業であって、支配的株主と経営者の間には明確な契約関係は存在せず、両者は重なるところからその間での利潤の分配をめぐる対立関係も明確ではない⁽²³⁾。このような一体的な関係にあっては、例えば経営者が株主に対して負うべき経営実体を明らかにするための透明性も説明責任もそれほど重要なものとはならない⁽²⁴⁾。

このような企業経営のあり方は、日本における戦前の「財閥」や戦後における「企業集団」、また、韓国における「チェボル」、東南アジア華僑企業の特質とされる「関係」、さらにインドネシアで指摘される「コングロマリット」など、ほぼアジア全域における企業のあり方として一般的に指摘されている。

日本においては、戦前では、財閥企業における株主・経営者関係は、一体的・身分的關係として認識され、戦後の企業集団においては、逆に経営者・労働者の一体性（例えば終身雇用制や年功序列）が強化された結果、株主に対する責任がなおざりにされたことも指摘されている。このような企業活動をめぐる相互のもたれあい関係は、企業内ばかりでなく、系列関係にみられるように、銀行から下請企業にいたるまで企業活動全域にわたって網の目のよ

うに張りめぐらされていたのである。そこでは、「企業一家」という語が雄弁に物語るように、企業や企業集団は一つの全体であり、内部における主体間の相違は捨象されていた⁽²⁵⁾。

共同主義的要素は日本企業の集団主義に典型的にみられるが、他のアジアの諸国においても一般的なものとして存在し、この傾向は、華人企業の所有と経営という関係にもみることができる⁽²⁶⁾。これに加えて、1970年代から開始された日本のアジアへの企業進出が80年代後半に加速的に増加するにつれて、日本の企業経営手法が、現地社会にある共同主義的要素と共鳴しながら、東南アジア全域ではより普遍的なものとして進化していったということができよう⁽²⁷⁾。

ここで注意しなければならないのは、日本を含むアジアの共同資本主義企業が、1970～80年代の高度成長の過程でその優位性を発揮したのは、製造業を中心とする分野であったという事実である⁽²⁸⁾。この分野では、企業組織は、単なる利潤創出のための金融上のメカニズムとしてではなく、製造の現場におけるモノづくりという共同作業を通じてそれにかかわる人的集団としての性格が重視される。日本的経営が物語るように、製造業というモノづくりの現場では、経営（管理）者と労働者および労働者間の一体感は、生産性の増大にも大きくプラスに働くはずである。さらに、製造業は工場などの物的施設を不可欠とするものであり、その経営のタイムスパンは長期的なものとならざるを得ない。これらの企業は、市場の動きを敏感に反映しながら利潤を生み出すというよりも、たとえ短期的にはマイナスであっても、長期的な視野に立って生産を増やすための投資を行なうことが期待される⁽²⁹⁾。このような企業にあっては、短期的な傾向を有する損益の指標に基づき活動することは困難であって、それ故、このための不可欠な情報の開示の基礎となる透明性や説明責任は、それほど重要なものとは認識されない。80年代後半に、自動車製造などの製造業における日本的経営の優位性が喧伝される一方で、アメリカの製造業が敗退と再編を余儀なくされたのは、この二つの資本主義のあり方の相違からであった。

共同資本主義的経営手法は、計算不可能な共同性を基礎とする結果、明確な数値による経営状態の把握をおろそかにするという傾向がある。共同性は全体的（holistic）な存在であり、せいぜい生産されたモノの数量レベルでの数値化は可能であるとはいえ、性質上その効率・価値を数値で計測することは本来不適切な存在だからである。この傾向は、集団の力によって数値以上の生産効果を発揮できるという利点がある一方、逆にその計算合理性の欠如ゆえに企業経営のなかにネポティズムや仲間主義がはびこる可能性もはらんでいる⁽³⁰⁾。特に明確な数値により把握されるべき金融サービス業においてはその危険性が大きい。また、集団のなかでの調和ないし合意が重視される結果、現在進行しているような急速な市場構造の変動に対して、早急に対処し得ないという弱点がある。

4．グローバルゼーションと共同資本主義の限界：改革の方向

1990年代のグローバルゼーションの過程で進行した資本・金融の自由化・市場化という大波のなかで、日本資本主義は、透明性と説明責任を軸とする有効な金融システムの再編に失敗して、バブル崩壊後は長期の停滞を余儀なくされた。東・東南アジア諸国は、市場資本主義の象徴ともいえるヘッジ・ファンドにみられる投機資本の無政府的なうねりによって経済体制の崩壊という危機にまで追いやられた。この基本的な原因は、共同資本主義に内在する上記のような計算合理性の欠如とその結果でもある「和」すなわち共同性の重視ゆえの迅速なかつ「合理的」な意思決定の欠如というところから説明し得る。

このように考えるならば、グローバル化しつつある世界経済のなかで、モノづくりを武器とするアジア型の共同資本主義が金融・サービスを軸とする欧米の市場資本主義にみごとに足をすくわれたというのが今回のアジア危機の原因であるということもできる⁽³¹⁾。

経済システムが計算合理性を前提として成立する以上、アジアの共同資本

主義システムは、透明性・説明責任を不可欠の要素とする市場資本主義システムから多くのものを取り入れざるを得ない。なかでも、その核とされる市場制度を支える法システムの整備は最重要の課題となっており、IMF、世界銀行（以下、世銀）、ADB や OECD などの国際機関、さらには先進諸国政府援助により、各国の関連法制の改革が進められている⁽³²⁾。

この法改革の動きは、危機の直接の原因とされる金融制度はいうまでもなく、企業経営をめぐる法のほぼ全分野に及んでいる。なかでも会社法⁽³³⁾、破産法・会社更生法⁽³⁴⁾、独占禁止・競争法⁽³⁵⁾などについては最重要分野と見なされ、各法制について大幅な改革が進行中である。これに加えて、その基礎を支える、裁判官や弁護士など法曹の養成を含む司法制度そのものの強化も課題となっている。司法改革、後述する政治的「民主化」の動きと連動しながら、これらの諸国の法改革の最重要課題となっている⁽³⁶⁾。

これらの改革は、直接的には、アジアにおける共同資本主義システムをアングロ・アメリカモデルの市場資本主義システムに改編する試みといつてよい。

とはいえ、人間がモノ、金や情報の交換・流通の市場を軸とする経済システムとの関係のみでは生きられないことはいうまでもない。人間にとっては、モノやヒトの生産と再生産の場である「社会」の存在が不可欠であって、このような「社会」の領域においては、優勝劣敗をシステム化している市場原理は全能ではなく、社会生活の不可欠な要素である共同性を破壊する傾向を有するばかりか、そこでの人々の具体的な生存そのものを危うくする危険な存在であるともいえるからである。この生産と再生産（消費）という場においては、共同主義が普遍的ともいべき価値を有しており、この原理に従って市場は制限されなければならない。1997年の危機を契機に、経済システムの「市場化」が強行される一方で、「社会的安全ネット」の構築など社会保障政策が各国で注目されはじめている⁽³⁷⁾のはこのような経緯からである。

このような動きはアジアに限られているわけではない。グローバリゼーシ

ヨンのなかで生じつつあるヨーロッパでの社会民主主義政権の復活をみるならば、「社会」的公正という視点から市場も規制されるべきという考えが強まりつつある状況をみることができる。さらに1999年9月の世銀・IMF総会や2000年初のADB総会、さらには2001年のイタリアのジェノバ・サミットにみられるNGOの叛乱は、このような共同性の復権が緊急な課題となりつつあることを示している⁽³⁸⁾。

このように、先進国や途上国を問わず、共同性の基盤である社会領域からの市場万能主義に対する防衛活動が本格化しつつあるといえることができる。

東南アジアの政治システム

開発主義と共同主義

アジア型資本主義の政治システムとしての側面についてはどのように考えるべきであろうか。資本主義が国家の支持なくしては存立し得ないことは当然であり、時代が下るにつれて国家（政府）が経済・社会へ関与する余地が拡大し、「干渉国家」ともいべき国家類型に変質していくことは、欧米型の市場資本主義においてもみられるところである。しかし市場資本主義にあっては、この場合でも、行為主体が独立した存在であるとされる結果、企業と国家・政府の関係についてもなんらかの透明性を有することが要求される。これに対して、共同資本主義では、他の関係と同様に、これらの関係も非契約的・人的なものとならざるを得ない。このことは、国家の有する資源を、短期的なコストをそれほど考慮することなく、長期的な視点から企業を通じて経済発展に動員することができるという点で、「開発」を国是とする開発国家にとってはそれなりの合理性を有しているといえよう。しかし、その当然の結果でもある政府と企業間の透明性の欠如と経済計算性（説明責任）の欠如は、常に合理的な経済運営を妨げるとともに、汚職や政治的腐敗の温床となるという問題を内在しているのである⁽³⁹⁾。

今回の危機を契機に問題とされている腐敗やネポティズムは、共同資本主義と開発国家とのいわばアキレス腱であるということができる。この問題は、アジア型共同主義政治システムと民主主義との関係にかかわるものである。

1. 外観上の統治システムの普遍性

東南アジアの国家統治システムは、少なくともその法制ないし建前の上では、その憲法典の構造からも明らかなように、欧米で生まれた普遍的なシステムに拠っている⁽⁴⁰⁾。各国の統治構造についてみれば、権力を旧宗主国から平和裡に移譲されたフィリピン、マレーシアおよびシンガポールでは、憲法論さらには憲法典そのものが、かつての宗主国であったアメリカやイギリスの憲法ないし憲法理論に全面的に依拠している。

旧宗主国との武力闘争によって独立を達成し、社会主義体制を採用したベトナム、ラオスおよびカンボジアでは、現在でも社会主義法理論の影響が色濃くみられる。また、ミャンマーも独立後の政治混乱を経てビルマ型社会主義という独自の政治体制を模索した結果、その憲法体制は、現在のところ、旧宗主国イギリスのそれとはまったく異なったものとなっている。

インドネシアの現憲法である1945年憲法は日本占領中に起草されたものであり、その結果として内容は西欧近代憲法とはかなり異なったものとなっている。この憲法はオランダとの武力闘争により独立を獲得した後、より西欧モデルに近い憲法に代えられたが、50年代の政治的不安定期を経て、59年再びこの憲法体制に回帰するという経緯をたどった。この憲法が、危機下の98年5月にスハルト開発独裁体制が崩壊した後の民主化の過程で、大幅な改正を経つつあるが、現行のインドネシア憲法である。ブルネイの現憲法は、84年独立に際してイギリス保護国時代の憲法を部分的に修正したものである。この憲法は形式的にはイギリス型憲法に従っているが、その規定をみるだけでも、スルタンの権限がきわめて大きいことが理解される。

東南アジアのなかで唯一独立を維持しつづけてきたタイも、1931年の立

憲革命以降、フランス型のいわば超然内閣制とイギリス型の責任内閣制の間を揺れ動きながらも、議会制をモデルとする統治構造を作り上げている。もっとも、危機下の97年の憲法改正にいたるまで、十数度に及ぶ憲法改正のほとんどがクーデタによる政変を経て行なわれたという経緯が示すように、その憲法体制は必ずしも民主主義的なものであるとはいえなかった。

これらの諸国の憲法典は、独立後の時間的経過のなかで旧宗主国の西欧型憲法の影響からの離脱の傾向がみられるにもかかわらず、それでも、権力分立を建前とし、なんらかの形で代議制や独立した司法府を前提とする統治構造を定めている。

権力分立や代議（代表）制とならんで近代憲法のもう一つの重要な要素である人権規定についても同様である。かつてのイギリスの制度を模倣したブルネイ憲法では人権規定を憲法典中には含んでおらず、インドネシア憲法では、上記のような経緯から、独立した基本権に関する章を有していなかった⁽⁴¹⁾。この2国以外のすべての国の憲法典は、これについて独立の章を割いてそのカタログが示されるとともに、それに対する保障が謳われている。タイやフィリピンの最近の憲法典のように、自由権や社会権のみでなく、第3世代の人権ともいべき一連の人権規定を有している憲法もある。

このように、東南アジアの憲法典は、比較的忠実に旧宗主国の憲法を受容しているものから、独立の過程で独自の国家システムを模索した憲法にいたるまでかなりの多様性があるにしても、その基本的な枠組みは、旧宗主国を中心とする近代西欧諸国の影響を圧倒的に受けている点では共通する。

2. 開発主義と開発国家体制

現実の政治システムは、今回の危機のなかで退陣を余儀なくされたインドネシアのスハルト政権に典型的にみられるように、西欧民主主義システムとは異質の「開発独裁体制」ともいべきものであった〔鈴木1982〕。東南アジア諸国の社会主義憲法の「一党独裁制」ないし「民主集中制」規定やイン

ドネシア憲法における「指導者民主主義」理念は、憲法構造自体のなかにその政治的性格を埋め込んでいたといえる。これらの政治体制は、開発（あるいは共産主義社会の建設）を目指して効率的な集権的システムの構築をねらい、民主主義の基礎とされる普通選挙による代議制を無視ないし軽視する政治システムとされている。スハルト体制下のインドネシアにおいては、それが倒壊する1998年まで国会議員選挙に候補者を出し得る政党は限定されており、また国権の最高機関であって大統領の選出母体でもある国民評議会の議員の半数は大統領が指名するという構造を有していた。社会主義政治システムが色濃く残されているベトナムやラオスにおいても、一党独裁制の理念の下で、国会議員選挙が必ずしも自由なものではないことも指摘されている。

1970年代の政治状況を見るならば、ベトナムなどの社会主義「独裁」政権はいうまでもなく、フィリピンのマルコス独裁政権、しばしば登場したタイの軍事クーデタ政権、ビルマのネ・ウイン体制やシンガポールのリー・クアン・ユー政権など東南アジアの圧倒的な国々で、政治的対抗勢力を禁圧した独裁的権力が存在していた。その多くは戒厳令や治安立法⁽⁴²⁾によって政治的反対派のみならず、労働組合や宗教団体の諸活動までも厳しく規制していたのである。このような政治的独裁ないし強権政治が70年代の国家主導型の「開発主義」と連動し、開発という理念によって正当性を付与されたのが、「開発国家」にほかならない⁽⁴³⁾。

「開発主義」はそれを推し進める主体として「国家」を想定する。この意味では中国など社会主義体制も開発国家体制の一つとして考えてよいであろう。そこでは国家ないし政府が各国の「遅れた」政治・経済・社会システムを改変するために、これらに対して積極的な働きかけを行なうとされるのである。この意味では開発主義は「国家主義」(statism)と不可分な関係にあり、さらにそれが集権・計画的手法により効率よく達成されるという理念からみても、社会主義を含む「独裁」体制と深い親近性を有しているのである。

「国家主義」自体は、必ずしもこれらアジア開発国家の占有物ではない。ラテンアメリカやアフリカの国家も多かれ少なかれそのような傾向を有して

いる。ソビエトを中心とする社会主義国家は最も極端な「国家主義国家」(statist state)であった。

より一般的に考えれば、第一次大戦後のワイマール体制、アメリカのニューディール体制、ナチズムやファシズムさらに戦後先進諸国の国家モデルである「福祉国家」さえも、その強弱に差はあれ、19世紀型の「レッセ・フェール国家」とは異質な「干渉国家」を前提としており、その意味では「国家主義」国家であるといえる。もっとも、先進諸国の福祉国家における国家干渉のあり方は、すでに市場システムを一応完成させたレッセ・フェール国家の「修正」という点で、自ら新しく市場システムを「創出」とするとともにその統御という二重の課題を負っている第三世界「開発国家」に比べれば、はるかに温和であり市場型民主主義のプロセスの上に立ったものであったことは事実である⁽⁴⁴⁾。

しかし、この種の国家が干渉型国家であった事実には変わりがない。このようにみれば、1970年代までは、全世界の国家が「干渉国家」であったといえることができる。

3. グローバリゼーションと「干渉国家」の変容

この状況が変わるのは、1980年代の情報技術革命が本格的に起動しはじめてからである。グローバル・レベルで急速な拡大を続ける「市場の力」⁽⁴⁵⁾は、既存の集権的な国家システムの基礎を浸食し、これを掘り崩していった。レーガニズムやサッチャリズムなど先進諸国における自由化と規制緩和、社会主義体制の凋落と解体、さらに開発政策における世銀やIMFの主導する構造調整路線の定着は、この市場システムの加速的な拡大の反映であり、この現象は90年代に入ってグローバリゼーションという語をもって総称される[安田 2001a]。

1980年代から明確化する東・東南アジアにおけるグローバリゼーションの過程は、その後半からの韓国や台湾という反共国家における民主化、フィ

リピンのマルコス政権の崩壊とアキノ革命、さらに90年代初頭からのタイやインドネシアにおける選挙過程の民主化にみられるように、明らかに「民主化」の流れと並行している。市場システムそのものが国家による統制という「干渉主義」およびその発展途上国における特殊形態ともいふべき「開発主義」と対立するものである以上、この「民主化」の過程はむしろ自然な現象であるといわねばならない。グローバリゼーションが規制緩和・市場化を不可欠の要素とするかぎり、開発主義も市場主義にとって代わられる運命にあったわけであり、開発独裁が政治的自由化である「民主化」によって、その基盤を掘り崩されることは時間の問題であった⁽⁴⁶⁾。

もっとも、中国やベトナムでは、典型的な社会主義集権の国家ソビエトや東欧の社会主義体制の崩壊後も、大幅に変容を余儀なくされているとはいえ、社会主義は体制イデオロギーとしては現在も存在している。これらのアジア開発社会主義国家も、ソビエト・東欧の「市場化」プロセスの混乱をよそに、1980年代後半から90年代初頭にいたるまで、体制を変化させながら経済発展を遂げてきたのである。

この過程で、世銀の『東アジアの奇跡』(1993年)にみられるように、開発過程における「国家」の役割はむしろ積極的に評価されたのである⁽⁴⁷⁾。この理由をどう考えるべきであろうか。そこでは、単なる開発主義の理論では説明できないなんらかの「東アジア」的要素が存在したと考えるのが合理的であるように思われる⁽⁴⁸⁾。

4. 政治における共同主義的要素：共同主義型政治システム

1997年危機直前までの東・東南アジア開発国家の「経済的成功」は、その政治システムのなかに、他の地域の開発国家の強権・独裁のあり方とは異なった要素が含まれているのではないかということ推測させる。結論を先取りすれば、それはモンスーン・アジア全域にみられる共同主義ともいふべきものである。この共同主義が第 節で述べたアジア型の共同資本主義とバ

ラレルな存在であることは明らかである。西欧型資本主義が個人主義を基礎とする市場の上に成立するように、西欧型民主主義も個人を基礎とする自由主義を基礎として成立している。これに対して、アジア型政治システムは、さまざまな共同体の内的・外的な調和を基礎としている共同主義の上に成立していると考えられる。

ここでいう共同主義ないしその具体的な機能の場である共同体とは、近代国家を前提とし、また、その究極にある指令の権力を保持している「国家」とは区別されねばならない。それは、むしろ近代国家とはレベルの異なった伝統的な村落にみられる地縁・血縁の共同体を前提としているものであって、植民地下において外形的に形づくられた擬似的「近代国家」とはなんら連結性をもたないばかりか、むしろこれとはしばしば対立する存在である⁽⁴⁹⁾。この共同体を支えるものは、太古より連綿として続き、モンスーン下で形づくられた村落を基礎とする固有の価値であって、独立した個人の集合体である近代市民国家における市民社会とは異質のものである。そこでの権力（もしあるとすれば）の正当性は共同体成員の一体性を軸とするものであって、均質な国民のいわば契約的集合体を前提とする近代国家における公共性とは位相的に異なるものである。

1990年代に入り、アメリカを中心とする西欧諸国政府や人権団体と成長著しい東アジア諸国政府の間で戦わされた「人権の普遍性とアジア的価値」をめぐる論争は、個人の自由・自治に価値をおく人権と、開発という名の下でそれを抑圧する国権という対立軸で要約されざるを得ない要素があったことは否定できない。東南アジア諸国の指導者が人権の普遍性は各国の固有の歴史や文化により制約・修正されざるを得ない、と主張するとき、その結果として自国の強権的な政治構造を容認する論理（すなわち国権の主張）が見え隠れしていたことは事実だからである⁽⁵⁰⁾。

しかし、普遍的な人権という個人の自由に対するアジアの人々の側での懐疑のまなざしには、個人対国家権力という対立軸とは別に、「調和」という言葉に象徴される「共同体としての一体感」という価値意識が存在しているこ

とも否定できない⁽⁵¹⁾。この心情は当然に情緒的なものであり、それ故これを論理化することは不可能に近いが、政治学者ルシアン・パイが東南アジア政治文化の特質の一つとして指摘する依存関係 (dependency) ないしパトロン・クライアント関係がこれと密接に関係することは間違いなし⁽⁵²⁾。

「アジア的価値」のコアの部分を形づくっているのは、西欧における個人主義社会に対するある種の違和感と恐怖感であり、それに対抗する他者すなわち家族や地域社会、同郷人集団など地縁・血縁共同体と一体化しているという感情である。これらの諸国での共同体への一体化という感情は単なる郷愁なのではなく、急速に進行中の近代化・市場化の暴力のなかで、それへの対抗存在として村落はもとより都会における互助組織などの具体的なシステムのなかで現実機能しているのである⁽⁵³⁾。人権概念を単なる個人の自由や法的権利 (legal rights) としてではなく、より一般化された「ヒトビトの正義」(human rights) すなわち社会的な正義として再構成するならば、この価値は多くの点で人権概念と共鳴するはずのものであり、アジアの支配者層が人権抑圧の口実として「アジア的価値」を主張しているということを理由として、このような価値の存在までも否定することは間違いであろう⁽⁵⁴⁾。

東南アジアの共同主義的政治システムともいうべきものは、開発過程において必然的に生まれる開発国家としての国権的要素を含みながらも、経済分野におけるアジア型共同資本主義と連動しながら、少なくとも1970年代の開発主義パラダイムにおいては有効に機能した。80年代に入ってから、このシステムは、先進諸国における規制緩和と政治・経済の市場化の徹底と社会主義体制の危機・崩壊というパラダイム・シフトのなかで、その非民主的性格を批判され、また伝統的な家族主義 (例えばインドネシアの家族国家観) の拡大ともなうネポティズムや政治的腐敗という負の副産物を生み出しながらも、開発過程で生ずる摩擦を最小限に制御することによって、人々を開発という方向に動員することに成功してきたといつてよいであろう。

5. グローバリゼーションと共同主義型政治システムの変容

しかし、この共同主義型政治システムも、今回のアジア危機が政治の領域にまで及ぶとともに、全面的な改革を余儀なくされつつある⁽⁵⁵⁾。タイでは危機の最中に行なわれ初めての民主的な手続きによる改正といわれる1997年の憲法全面改正にみられるように、その統治システムの抜本的な改革が進行しつつある⁽⁵⁶⁾。他方、インドネシアでは98年のスハルト体制崩壊後も政治的混乱が続いている。しかし、ここでも、このなかで45年憲法体制にみられた開発主義的・共同主義的統治システムが根本的に変更されつつあることを観察することができる⁽⁵⁷⁾。このように国によりいくつか対応の相違はあるものの、共同主義的政治システムが、グローバリゼーションを前に機能不全に陥っていることについては間違いがない。

原理的に考えるならば、国家という巨大なシステムを村落共同体の編成原理であった共同主義的原理をもって運営すること自体に限界があることは当然である。それを可能ならしめたのは、このような村落共同体ないし擬似的な共同体を基礎とする一種のコーポラティズム的政治システムがそれなりに機能していたことによる。このような政治システムは、グローバリゼーションが進行するなかでもはや維持できなくなったといい得るのである。その大きな理由として、1980年代の急速な経済発展の結果として都市型市民が出現したということがあげられる。この意味では、個々人が自由意思をもって投票する公明正大な選挙によって政権が誕生し、その政権は個人の自治を可能なかぎり保障しながら（人権の保障）、政策を遂行すべきであるというリベリズムの理念が、このような共同システムに代わるものとして生まれつつあると考えることができる。

しばしば「良き統治」と要約される政治改革に際しても、経済の面での改革と同じタームの透明性と説明責任が強調されることは、このことを反映している⁽⁵⁸⁾。この種の民主化の方向は、共同資本主義から市場資本主義への

転換と同様に、市場主義型民主主義への移行というふうに位置づけることができる。開発国家の危機が、肥大化した権力がグローバルな市場を前にその非効率性さらには不公正性をさらけ出しているところから生み出されたものである以上、国家統治のレベルでは、政治の市場化たる民主化への移行というパラダイムは妥当し、ある程度この方向は追究されざるを得ないであろう。

とはいえ、民主化がその原義どおり、「人民の権力」という政治主体の権力への直接的参加を意味するものとすれば、政治を選挙における1票に矮小化せざるを得ない、「市場型民主主義」だけが、必ずしも十全な「民主化」を意味するわけではない。このシステムだけでは権力が代議制により仮託される結果、原義としての民主主義の重要な要素である「権力への参加」という側面が常に希薄化されざるを得ないからである。先進諸国において、オンブズマンなどの機関の設置、政治的分権化や地方自治を通じての国民の政治過程への直接的参加が緊急の課題とされるのはこのような理由からである⁽⁵⁹⁾。

この参加型民主主義への志向は、アジアを含む発展途上国の「開発理論」をめぐる近年とみに論じられている「参加型開発」や「自己権力」(self-empowerment)をめぐる議論と軌を一にする。この自己権力が、国家レベルの公正な選挙と代表制を軸とする市場モデルの「民主化」とは位相を異にすることは明らかであろう。そこでの参加型民主主義は、開発の現場たる村などの基層の単位共同体内における女性や貧しい人々の自己権力確立をねらうものであり、それは論理的にも現実的にも、市場型民主主義に支えられた「国家」権力とも対峙する可能性をはらんだ存在である⁽⁶⁰⁾。

アジアにおける自治的共同体というべきものは、それがいかにネポティズムの巣窟であり、また強権の権力の温床であるかと批判されても、アジアの政治権力のあり方を草の根レベルで規定しているものであることには変わらない。そのあり方は、近代化の過程で市場あるいは国家が、このような共同のシステムを完全に解体し、あるいは形骸化しつつした後、現在その「復興」を目指している、西欧民主主義国家のそれとは明確に区別される。西欧先進諸国家が「共同性」の復興と再生に民主主義の未来をかけているとすれば、

アジアの諸国では、貧しい人々や女性の共同性が、共同体内の権力とはるか彼方にある「開発国家」権力という二つの権力を奪権し、その徹底した民主化に参加するという方向にのみ自らの統治体制の民主化を展望し得るのである。この意味では、アジアの民主主義が、共同主義的な開発独裁体制から西欧型の市場民主主義国家への移行により達成されるという単純かつエスノセントリックな政治発展論はすでに完全に破綻しているといつてよい。

このように考えれば、アジア諸国は個人を軸とする市場型民主主義について西欧から学ぶところを多く有している一方、西欧諸国はすでに失った地域社会のあり方についてアジアからまた多くを学ぶことができるのである。この両者の間に共通する要素は、近代が想定する 国家権力=主権 と 個人=人権 という基本的な対立軸を超える第3の主体の出現である。これは、市民社会ないし市民団体 (civil society) から共同体 (community) にいたるまでさまざまな定義が可能であるが、その本質は「社会」というべきものである。社会は、国家と個人の間位置する不定型な人々の集団である⁽⁶¹⁾。この核として、先進国と発展途上国の間をいわばトランスナショナルに活動している非政府組織 NGO が存在を想定しうることはいうまでもない。

おわりに

以上、1997年から急激に進行したアジア金融危機の要因について、それをアジア型資本主義の危機として捉えて検討してきた。アジア型資本主義は、その経済・政治の両面において、共同資本主義および共同型統治体制ともいふべき固有の「共同主義」を基礎として成立していた。いずれも、欧米における市場型資本主義および市場型政治システムとは、いわば対照的な性格を有するものであるといふことができる。

この政治・経済システムが、グローバリゼーションという世界的な市場政治・経済化の波のなかで機能不全に陥ったのが、1997年の「危機」であっ

た。この危機からの脱却を目指して、IMF および世銀などの国際機関を中心とするさまざまな「制度改革」支援が行なわれた。この過程で、アジア型資本主義にみられる「共同システム」こそが、一方では、非効率かつ閉鎖的な経済・企業構造を生み出し、他方では、それと密接に関係する強権政治と腐敗の構造を生み出した元凶として、この改革の主要なターゲットとされている。

これらの改革を、失われた10年を経て、小泉政権下で現在本格的に始動しつつある日本の「聖域なき構造改革」と併せてみると、改革を迫る側が主張するように、アジア型資本主義は、大きな転機に立たされていることは疑う余地はない。しかし、改革の行く先は、改革論者が主張するような経済的・政治的「市場」に全面的な信頼を寄せるアングロ・アメリカ型の市場型資本主義であるべきだろうか。

本文中でも明らかなように、筆者はその方向に疑問を有している。すでにヨーロッパ諸国において「社会的市場」をめぐる議論例えば Gidens (1998) にみるように、市場と社会の調和を目指す動きは積極化している。さらに、その暴力に対する批判はあるにせよ、世界的な市場化を目指す多国籍企業を支える国際機関や先進諸国の動きに対して、発展途上国のみならず先進国の NGO を中心とする「社会」の側からも、激しい反発がしだいに大きくなりつつある。このようにみるならば、21世紀初頭の世界の政治・経済システムは、グローバリゼーション下のなかで、効率性と利潤を求める市場さらにこれを体現する多国籍企業と、人々の具体的な生活の場である社会とそれを支える地域社会や NGO などの社会組織という二つの対照的な主体が、しばらくは激しく対立しながら、やがて相互になんらかの均衡点に収斂していくプロセスとして捉えることができる [安田 2000: 89-96]

このプロセスを明らかにするためには、現在これらの諸国で進行中の法改革に関して、「政治」、「経済」の面はもとより人々が具体的に生活する「社会」という側面を含めて、その具体的な動きを包括的に検討することが不可欠である。しかし、すでに割り当てられた紙幅を大幅に超過しており、この

検討は別の機会に譲らざるを得ない。とはいえ、これまで検討してきたように、アジア型資本主義にみられる「共同主義」的要素は、21世紀初頭の世界の政治・経済・社会システム、なかでも社会システムを構想する上で、重要なヒントを与えてくれるものと考ええる。

- 注(1) グローバリゼーションについてはすでに多くの文献が出されているが、ここでは、1970年代後半から積極化した情報技術革命の結果として、80年代から急速に展開した政治・経済分野における世界的な規模での「市場化」現象として理解する〔安田 2001a；ロバートソン 1997；トッド 1999 を参照〕
- (2) アジア経済危機の原因をめぐる多くの文献が出されている〔IMF 1998；Fisher 1998。その後の経過を含めて、ソロス 1999；日本経済新聞社 1998，1999 など参照〕1998年危機がアジアから東欧さらにラテンアメリカに移るにつれて、非欧米諸国の経済システムの問題ばかりでなく、ヘッジ・ファンドの行き過ぎた投機活動や危機に対するIMF（国際通貨基金）の対応の拙さなども指摘されるにいたった。最近ではIMFは危機に対する対応の拙さを認めはじめていられる〔Neiss 1998 参照〕。なお、危機の原因とその後の動きについては以下のホームページに詳しい。The Asian Crisis, Global Macroeconomic and Financial Policy Site by Nouriel Roubini (at the Stern School of Business, New York University) <http://www.stern.nyu.edu/globalmacro/>
- (3) 危機以前についてであるが、経済発展のためには「法の支配」が不可欠であるとする世銀関係者の主張に対して、アプハムは日本を含む東アジアの成長が関係を重視する「非公式性」(informality)によるものであるとして反論している。アプハムのいう「法の支配」に象徴される公式性とは市場を支える公式の法システムにほかならず、それに対する「非公式性」とは本章でいう「共同主義」と重なるものと理解されていることは文脈からして明らかである〔Upham 1994 参照〕
- (4) ここでいう「共同」ないし「共同主義」および「市場」ないし「市場主義」という用語は、筆者がこれまで主張してきた3法理のうちの「共同法理」と「市場法理」を前提としている〔安田 2000:45-52〕もう一つの法理たる「指令法理」は独立変数ともいうべきこの二つの原理の対立を権力的に調整するいわば調整原理であって、従属変数であると考ええる〔安田 2000:59〕
- (5) 彼らはこれを支配と服従という「権力 (power) 関係」として捉えているが、本文中に述べる理由から、指令法理的な意味での権力を体現するというより、むしろ相互依存ないしもたれあいという共同法理にみられる現象として考え

るほうが適切である。

- (6) 関係主義的アプローチ自体は必ずしも新しい考えではなく、すでに日米の契約観の比較等についてさまざまところで言及されている。例えば、契約に関する関係理論の説明としては内田(1990)参照。企業のあり方についての相違を説明するものとして青木(1995)、また最近では中国の企業活動における関係のあり方を仲間間の信頼や信用を基礎とする「関係(Guanxi)主義」として説明される例もある[例えば、Chan(ed.)2000参照]
- (7) 「関係」という語を重視して「関係資本主義」ともいうべきかもしれないが、この語は注(6)で触れたように、契約理論や中国ないし華僑系の企業活動のあり方など多義的に使われることがあり、また、筆者は、すでに触れた注(4)のように「共同法理」という概念を構想しており[安田1987, 1996および2000]、本章ではあえて「共同資本主義」という用語を使用する。なお、Li et al.(1999)は、Rajan and Zingalesを援用しながら、関係ベース・システム(relationship based system)と、市場ベース・システム(market based system)という語を使用しているが、その意味するところはほぼ同じである。これとは別に資本主義のタイプとして、トッド(1999)は、家族の構造のあり方を軸として、「直系家族型資本主義」と「個人主義的資本主義」というより普遍的な類型を構想している。前者はドイツ、日本およびアジアの資本主義を典型とするのに対して、後者は英米のアングロ・サクソンの資本主義に限定されている。ターナー・トロネパナルス(1997)も、先進7カ国の企業慣行の調査から、同様の類型を構想している。また、本章でいう「共同資本主義」は、原(2000)が「東アジア型経済システム」として概念化するものとほぼ重なる。村上が提唱する「工業化」のタイポロジーとして「自由主義型」と「開発主義型」という概念[村上1992]、さらに、青木他(1997)で行なわれた「市場友好的(国家)」と「開発志向国家」という対比にも共通している。後者のパターンとしての「キャッチアップ型工業化」については、末廣(2000)がタイをモデルとして包括的な研究を発表している。これらはいずれも、政治経済学的分析ともいうべきものであるが、本章ではこれらとは異なりいわば社会文化論的アプローチを試みている。マルコス体制下においてしばしば使われた仲間(crony)という語を冠した「仲間資本主義」(crony capitalism)という用語もこれと重なる。
- (8) このような東・東南アジアにおける社会編成原理については、関係主義のほかにも中根千枝の集団・ネットワーク論[中根1987]や東南アジアに関する坪内良博・前田成文の対人主義などいくつかの仮説が提示されているが、それらはいずれも欧米の個人主義とは異なるものとして把握されている。東南アジアの関係主義については、Hefner(1998)、Chan(2000)、Min(2000: 52-66)参照。

- (9) 同様の視点から東・東南アジアの国家・経済システムのあり方を厳しく断罪するものとして Backman (2001) がある。
- (10) アジアの資本主義が西欧のそれと「異質」であるとするには、この異質性の定義も含めてさらに検討する余地はあろう。Nuyen (1999) は、フランスの資本主義哲学の創始者とされる重農主義者ケネーが熱烈な儒教の信奉者であり、またその自由主義の表現であるレッセ・フェール本文ではレッセ・フェールとなっている“laissez faire”という語自体が、中国語の“wu-wei” (無為) の仏訳であることを紹介している。
- (11) 資本主義とは、村上 (1992) も述べるように、私的所有を前提としながら、その活動により利潤を創出しつつ拡大再生産されるという点では普遍的なシステムである。しかし、そのおかれた歴史的・文化的な制約からかなり異なった「型」を生み出すこともまた西欧諸国の分析からも明らかにされている [例えばターナー・トロンペナルス 1997 を参照] ここでいう「アジア型」とは、このような資本主義システムの一つのタイプを意味するにすぎない。村上是、資本主義と産業化を区別し、後者について欧米「経済自由主義」体制に対して日本を典型とする「開発主義」を提示して、その効率性における後者の優位性を説いている [村上 1992, 特に (下) 参照] この対比は本章でいう市場資本主義と共同資本主義と重なる面が多いが、繰り返すとおり、本章はその文化的・社会的側面を中心に考えている。
- (12) 現実の場面での個人主義と共同主義の対比は相対的なものとならざるを得ず、ターナー・トロンペナルス (1997: 16-20) も、七つの対象国のうち前者としてアメリカ、イギリス、オランダおよびスウェーデンを、後者にあたるものとして、フランス、ドイツと日本をあげている。なお、欧米資本主義についても、市場の自由を重視する英米型と社会公正に重きをおくヨーロッパ型の相違があることについてもよく知られている。本章で欧米型というとき、断りなきかぎり、この英米アングロ・アメリカ型を念頭においている。ヨーロッパ型は、市場型の典型であるアングロ・アメリカ型と共同型のそれであるアジア型との中間に位置する第3のモデルということができるかもしれない。
- (13) 筆者はアジアをモンスーン・アジアに限定的に定義している [安田 2001b 参照] そこでも述べているように、モンスーン・アジアの概念は和辻 (1979) に多くを拠っている。
- (14) 植民地下のインドにおいてイギリスの会社法が忠実に導入されたにもかかわらず、そのなかで「経営代理制」という固有のシステムを生み出したことについては安田 (1982) を参照。
- (15) 筆者は、西欧の個人主義とアジアの共同主義という社会の構成のあり方の相違によって法的な「権利」(正義) 概念の構成に相違がみられると考えてい

る [安田 2001b 参照]

- (16) これとともに、アングロ・アメリカ型の会社法制度では会社（法人）の本質の理解について擬制説的理解が主流であるのに対して、ヨーロッパ型の上では有機体説ないし実在説が一般的であることもあげられよう。
- (17) 株主総会は株主が拠って立つ合議体であり、取締役会は各国の会社法により違いがあるとはいえ、英米の会社法でも、経営権能が社長ないし業務執行取締役に集中するにつれて、それに対する監督機能を期待され、現在では経営監督機関として位置づけられている。この点では大株主と現在では労働者代表により構成されるドイツの監査役に近づいている。また、この方向は日本の会社法改正の方向でもある。この他に、企業経営・会計の監督機関として監査役（会計監査役）（会）が存在するが、取締役会が監督機能を担うにつれて、この機関は、英米のように、専門家による会計監査機能に特化する傾向にある。
- (18) 企業のなかで富を生み出す重要なアクターである労働者は、会社法上は、他の債権者と同じくその外部に位置するにすぎなかった。しかし、ヨーロッパにおいては、社会公正の重視という視点から、戦後一貫して会社法上に労働者の発言権（経営・利益参加）の制度化が進行している。最近でもドイツでは従業員の経営参加の促進や企業の敵対的買収の制限に関する立法が進行中であると伝えられる（『日本経済新聞』2001年7月1日付）。これに対して、アメリカでは、労働者は現在でも企業との間の労働契約の当事者として企業外の存在として位置づけられている。アメリカにおける“Corporate Governance”をめぐる議論は、基本的には会社の所有者たる株主の利益をいかに法的に保護するかということにある [青木 1995:96]
- (19) フォーディズムが生産・企業システムのみならず、政治システムまでを含むトータルなシステムであることについては、その限界とともにヒルシュ（1997）第2章参照。
- (20) 青木は職場のコーディネーションのあり方について、アメリカにみられる分権的ヒエラルキー・情報異化型と日本に一般的な水平ヒエラルキー・情報同化型というタイプを区別し、後者は、このタイプに適応する自動車、工作機械などの製造業で優位性を発揮してきたが、石油産業のような技術の成熟度が高い産業では、競争力を発揮し得ないでいる、と指摘している [青木 1995:61-68]
- (21) 特にアメリカにおいては、企業買収（M&A）が大企業のみならず中小企業においても日常的に行なわれており、いわば金融商品としての企業の売買という観念が最近IT産業で重要な役割を演じているベンチャー・ビジネスを活性化させる大きな理由の一つにあげられている。
- (22) II（1999）は、東アジアの韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、

タイの会社法の企業統治に関する規定を概観し、「表面上は、一般的に満足すべきものである。しかしよき法を有していることと実際の問題とは別の問題である」と述べている。なお、彼は、アジアにおける企業統治の問題として、「東アジアにおける企業統治構造は、少数の家族による所有と支配の集中、低レベルの財産権の保障とその執行の弱さ、法人の高度な影響力、貸付機関によるルーズなモニタリングとスクリーニング、非効率な銀行規制と連動している」とも述べている。

- (23) この地域では大企業ですらいまだ家族所有が中心であるということが指摘されている。Classens 他が行なった香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾およびタイの9カ国の上場企業1980社の1997-98年の調査によっても、日本を除くすべての国で家族所有の比率が高いことが示されている。この調査によると、一応バーリー・ミーンズの支配権の定義と重なる20%以上を家族所有が占めている企業数の比率は日本の9.7%を例外として、すべての国で40%を大きく超えており、インドネシアにいたってはその比率は70%を超えている [Classens et al. 1999: 30, Table 2]
- (24) 東南アジアのファミリービジネスを分析した末廣は、「少数株主や取締役会議の役員社外重役が当該企業のモニタリング役を果たすことも期待できない。彼らは、通常創業者の一族の成員か、「身内」と見なす知人・友人で構成されているからである。彼らが株主や役員の地位を占めているのは、株の配当や経営に直接関心があるからではなく、創業者の「関係ネットワーク」のメンバーだからである」と指摘している [末廣 2000: 210]
- (25) 日本における家制度と企業制度の連続性については、村上・公文・佐藤 (1979) という古典的業績がある。
- (26) もっとも、この傾向は企業の所有・経営という狭義の企業組織に限られており、日本とは異なり、生産の場における共同性すなわち従業員を含むものでなかったことは、その短期利益志向の傾向とともによく知られている。
- (27) 末廣も、「東アジアの従来財閥型ファミリービジネスでは、どちらかと言えば日本の概念によって企業運営を実施してきたと言えよう」と述べる [末廣 2000: 226]
- (28) 青木 (1995) によると、日本企業は、自動車などの「ハイ・エンジニア部門」に強さを発揮したが、石油産業のような「市場状況を的確・迅速に把握する」分野では競争力を発揮し得ないとされる [青木 1995: 64-65]
- (29) この意味では、労働者をプラントの付属品とするフォーディズムは、それがアジア日本の農業社会に導入される際に、その固有の共同性により変質したとすることができる。ただし、昨今の改革の過程で、日本の企業経営も「短期利益の追求」という方向にシフトしつつあることについては経済調査研

研究会（2000）参照。

- (30) 日本のみならず東アジア全域において、敵対的テイクオーバーが限られている II（1999）という指摘は、彼がその理由とする、企業における家族所有の集中によることとともに、このような共同主義的企業観を傍証するものである。
- (31) 金融危機とその後の IMF による緊縮政策により、製造業が膨大な生産過剰となった結果行き詰まり、このことがさらに各国の景気を悪化させたことについては、“Asian Indigestion,” *FEER*, Oct. 1, 1998, pp.10-15.
- (32) このような法制度改革「支援」は今や援助機関の最大の「商品」であり、IMF・世銀はもとより、（本文では ADB と記載されている）や OECD さらには先進諸国政府も、専門家派遣、国際会議などの「支援」活動を行なっている。その概要については、これらの機関のホームページに詳しいが、その現在の集大成というべきものについては、2001年7月8日から12日世銀が開催した Empowerment Opportunity for Security through Law and Justice なる会議がある。（http://www4.worldbank.org/legal/ljr_01/）
- (33) 企業統治については、OECD は、1998年4月に“OECD Principles of Corporate Governance”を公表し、アジアのみならず、ユーラシア、ラテンアメリカやロシアにおいて円卓会議を開催している。アジアについては、1999年3月ソウル、2000年6月香港および2001年4月シンガポールで、「アジア企業統治円卓会議」（Asian Corporate Governance Round Table Meeting）を開催した。その内容については提出ペーパーとともに、<http://www.oecd.org/daf/corporate-affairs/governance/roundtables/in-Asia/> 参照。また、99年3月31日から4月2日にかけてバンコクで Asian Corporate Recovery なる会議を開催している（<http://www.worldbank.org/html/extdr/offrep/eap/corprecov/index.htm>）。
- (34) アジアの破産法制の改革については、『アジ研ワールド・トレンド』1999年10月号特集参照。タイの会社更正法その他の経済法改革については、金子（1998、1999）参照。ADB の1999年段階の各国の比較研究の成果については、<http://www.insolvencyasia.com/comparative.html> 参照。また OECD の活動については、<http://www.oecd.org/daf/corporate-affairs/insolvency/in-asia/> 参照。
- (35) 1999年タイとインドネシアで包括的な競争法が制定された。インドネシアについては、IDE/JETRO（2001）参照。また東南アジアの競争法の概観については、『ASEAN 諸国の競争法・政策』（平成12年度公正取引委員会受託調査「競争法の円滑な導入のための具体的手法に関する研究」最終報告書）および Yasuda（2000）参照。
- (36) 司法改革はアメリカの USAID の活動にもみるとおり、“Rule of Law”とし

- て民主化支援の重要な部分を占めている。世銀においては“ Good Governance ”の一環としてますます重要性を帯びてきている [http://www4.worldbank.org/legal/legop_judicial/ 参照]。そのパラダイムの批判として松尾 (1999) および安田 (1999a) 参照。
- 37) これに関するさまざまな資料は世銀のホームページである“ Social Policy and Governance ” <http://www.poverty.net.org/eapsocial/library/index.f1ml> から入手できる。
- 38) 2001年7月20日のジェノバ・サミットでは数万人規模のデモが行なわれ、一部で警官隊と衝突し、この種の事件として初めて1名の死者が出た (『朝日新聞』2001年7月21日付)。この運動が暴力性を帯びつつあるのは、運動主体の問題もさることながら、同紙のインタビュー記事が伝えるように、むしろその対極にある現在進行中の市場のグローバリゼーションの暴力性を反映しているように思われる。なお、通商白書 (2001年版) は、その第3章グローバリゼーションの光と影の第1節グローバリゼーションの影と国際的な NGO の活動のなかでこの問題を詳しく分析している [<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/index.html>]
- 39) この想定は当然に日本においても説得力をもつ。新山 (1999) が日本の企業文化における「公正」概念の欠如の理由として「後見監督的国家干渉」の存在をあげているが、このような開発国家と企業との癒着がアジア危機を少なくともより深刻化させたという点についてはほぼ意見の一致をみている。
- 40) 極端な言い方をすれば「憲法典」は当然のこと、それを支える法や権利という概念そのものが西欧から持ち込まれたものである。東南アジア諸国の憲法体制の概観については、安田 (2000) 参照。以下本章の記述的部分は引用なきかぎり同書による。なお、作本 (1997) も参照。
- 41) インドネシアでも2000年の憲法改正により包括的な人権規定を備えるにいたっている。
- 42) 危機のさなかのマレーシアでマハティール首相とアンワール前副首相との権力争いに際して、後者の逮捕理由の一つとして国内治安法 (Internal Security Act) 違反容疑があげられていることは、現在でもこのような治安立法が政治的弾圧の手段として大きな役割を演じていることをうかがわせる。
- 43) チャマーズ・ジョンソンが日本の通産省を分析した書のなかで、日本の国家の特質をアメリカ型の市場国家ともソ連型の社会主義国家とも異なる「開発国家」 (developmental states) と定義したことはこの官民の共同 (癒着) 関係に注目したものである。しかし、このようなあいまいな中間的システムを可能にしたのは、筆者のいう「共同主義」的要因によるとすれば、それは社会主義国家中国を含むアジア開発国家にも妥当する [安田 2000 : 64-69 ; Woo-Cumings 1999]。この概念とほぼ重なる「開発主義」については、村上

- (1992:(下)特に87-156)参照。
- 44) ヒルシュは大戦間に確立する欧米を中心とする資本主義蓄積体制を「フォーディズム」として概括し、戦後におけるそのあり方を「ケインズ主義国家」さらに「福祉国家」および「官僚的統制・監視国家」として特徴づける一方、東南アジア諸国のそれをリーペエッツを引用して「流血的テイラー主義」として特徴づけている〔ヒルシュ1997:82-92〕
- 45) この「市場の力」の概念は筆者のいう「市場法理」を動態化させた概念である。その対抗概念である「共同法理」を動態化させた「社会の凝集力」概念とともに安田(2000:52-70)参照。
- 46) 東アジアにおける市場化と民主化の関連についてはRavach(2000)の研究がある。同書は、基本的にその相関性を認め、市場化を推し進めることによって民主化も達成できるという立場をとっているが、東アジアの事例は彼女の想定とは別に、権威主義体制下での経済発展の成功が、経済システムにおける市場化と政治システムにおける民主化を可能ならしめたと考えることのほうがより説得的であるように思われる。
- 47) The World Bank(1993)。もっともこの世銀の報告書がどこまでアジア的な政府の役割を評価しているのかについては議論がある。しかし、危機の直前の1996年の年次報告書が「開発における政府の役割」と題されているところからしても、80年代の新古典派的自由主義国家パラダイムとは異なり、国家の役割は重視される傾向にあったといえることができる。
- 48) ヒルシュは、東南アジアにおける「流血的テイラーシステム」のなかでも「4匹の虎」が経済発展に成功した要因として、冷戦下における前線国家としての性格、土地改革が実行された結果大地主制などの寡頭制支配がないなどの政治的・社会的構造、よりすぐれた教育制度、国家装置が社会階級から自立して強力な位置を占めている、などをあげている〔ヒルシュ1997:91〕。しかし、なぜこれらの国がそのような要件を具備し得たかを考えると、結局のところそのアジア的特質すなわち筆者のいう「共同主義」の問題に回帰するのではないかと思われる。
- 49) 近代国家を指してしばしば政治共同体(political community)としての国民国家(nation state)という表現が使われるが、この場合の「国民」概念は具体的には同質的な市民(citizen)を意味するはずであるが、アジアを含む非西欧諸国では「国家」が植民地下において外在的に作られてしまった結果、このような同質的な市民は存在せず、多面的な共同体が国家の現実的な構成単位として残されている。文脈上からも明らかなように、筆者のいう共同体ないし共同主義は、欧米特に英米で議論されている“Communitarian”の言説とは異なり、より原初的(primordial)なものである。この問題については安田(2001b)参照。

- 50) アジアの価値をめぐるには多くの議論があるが、一般的なものとして青木・佐伯（1998）、Foomg（1999）、Sheridan（1999）それと人権概念との関係については Bauer and Bell（1999）および今井・森際・井上（1999）参照。
- 51) それはかつて川島武宜が日本の伝統的な庶民家族について指摘する「互いにむつみ合う横の協同関係」が妥当する社会である〔安田 1987:30 参照〕筆者のいう共同法理はこのような人々の関係のあり方を普遍化・抽象化しようとしたものである〔安田 1987:51-54; 安田 2000:45-47 参照〕アジアの場合、植民地下において個人主義が外部から他者としてもたらされた結果、それに対する違和感が大きいことは当然であるが、この背景には、この個人主義が例えば近代的権利（所有権）と連携することにより、実際には共同体の下層にある人々の伝統的権利（それはしばしば慣習的・集団的なものとして構成される）を奪っていったという過程があったことも大きく影響している。
- 52) 彼は、アジア全般の政治文化を西欧諸国と対比して「集団主義的」であると特徴づけ、その性質を「東南アジアでは、取り巻きや派閥、個人的なネットワークによる政治が凝集力の強い国家権力を作り上げる重要な要素となっており、国家の官僚組織や軍事体制のような上下関係を含む制度も、パトロン・クライアント集団といった非公式で永続性のある上下関係からみれば、その影は薄くなっている」と述べる〔パイ 1995:(上) 78-79〕。
- 53) もっとも、それらが 1980 年代以降の急速な農村の近代化や都市化の波のなかで危機に瀕していることも指摘されているが、このような指摘自体がいまだそれが機能していることを示している。例えば、Micheal Vatikiotis, "No Safety Net," *FEER*, Oct. 8 (1998: 10)。
- 54) 筆者は、このような観念を政治的かつデマゴーギッシュな言説である「アジア的価値」と区別するために「アジア的なもの」という概念で整理し、その存在根拠を検討している〔安田 2001b〕また人権論にそくしては安田（1999）参照。
- 55) 危機後の東南アジア政治状況については、『アジア研ワールド・トレンド』第 70 号（2001）・7 月号の特集「東南アジアの民主主義と政治危機」を参照。
- 56) その概要については安田（2000）参照。なお 1997 年憲法を含むこれらの主要立法の英文は http://www.krisdika.go.th/html/fslaw_e.htm に収録されている。
- 57) 2000 年の憲法改正については川村（2000）参照。現在、大統領の選出方法、国民評議会の改組や人権規定の強化を含む 1949 年憲法の全面改正のための作業が進行中であるといわれる。この間の政治改革諸立法については佐藤（2001）に詳しい。2000 年 3 月に面談したあるインドネシアの法学者は、現在進行中のインドネシアの統治システムの変動を日本の明治維新以上に革命的であると表現していた。

- 58) 「良き統治」の法学的インプリケーションを本格的に論じたものに松尾(1999)がある。なお「良き統治」に関する多くの情報は、世銀のホームページ“Social Policy and Governance” <http://www.povertynet.org/eapsocial/library/index.f1ml> から入手することができる。もっとも、この「良き」(good) ことが、より普遍的な法原理である“just”や“right”とは区別される人々の共同体の間での「善」を意味するものであるとすれば、なにを根拠として、西欧近代市場社会の手続きルールにすぎない透明性や説明責任を無前提に、異質の社会における「良き」ないし「善なる」ものとして強制し得るのかについて、やはり問われるべきであろう。
- 59) この問題はむしろ先進諸国の「民主主義」のあり方の問題として、ラディカル・デモクラシー論者が鋭く指摘するところである。特にムフ[1998a, b]、ラディカル・デモクラシーを一義的に定義することは不可能に近いが、その主張についてトレンド(1998)、ラミス(1998)の他、『思想』1996年9月号の特集を参照。
- 60) 2001年5月と同7月にみられた、フィリピンにおけるエストラダとアロヨとインドネシアにおけるワヒドとメガワティという2人の大統領のいわば二重権力状況は、市場型民主主義「国家」の脆弱性もさることながら、この二つの権力の並立の背景には多層的な「共同主義的」結集があることをうかがうことができる。
- 61) すでに文脈から理解されるように、筆者のいう「共同法理」はこのような共同体・集団のアイデンティティを基礎とする価値意識であり、同じく個人の人権と区別される「集団の人権」概念もこのような「社会」のあり方から導き出される。もっとも、筆者は市民社会(civil society)の概念を一般的かつ抽象的な「社会」概念として日本を含むアジアにすることに懐疑的であり、この場合には共同体ないし社会(community)という語で足りるのではないかと考えている。市民社会の概念についてはとりあえず『思想』2001年5月号所収の論文を参照。

参考文献

日本語文献

- 青木 保・佐伯啓思編著 1998.『「アジア的価値」とは何か』TBS・ブリタニカ.
 青木昌彦 1995.『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社.
 他編 1997.『東アジアの経済発展と政府の役割』日本経済新聞社.
 今井弘道・森際康友・井上達夫編 1999.『変容するアジアの法と哲学』有斐閣.
 内田 貴 1990.『契約の再生』弘文堂.
 金子由芳 1998.「タイ通貨危機下の『会社更生法』導入について」(『広島法学』

- 22 卷 1 号)。
 1999. 「タイ経済改革立法の動向」(『国際商事法務』1999 年 10 月)。
 川村晃一 2000. 「近代的憲法へ向けた道のり」(『アジア研ワールド・トレンド』63 号, 2001 年 12 月号)。
 経済調査研究会 2000. 『報告書 経済の構造的変化と競争政策 競争環境の積極的な創造』公正取引委員会。
 近藤健彦・中島誠也・林 康史 1998. 『アジア通貨危機』東洋経済新報社。
 作本直行編 1997. 『アジア諸国の憲法体制』アジア経済研究所。
 佐藤百合編 2001. 『インドネシア資料データ集 スハルト政権崩壊からメガワティ政権誕生まで』アジア経済研究所。
 末廣 昭 2000. 『キャッチアップ型工業化論: アジア経済の軌跡と展望』名古屋大学出版会。
 鈴木佑司 1982. 『東南アジアの危機の構造』勁草書房。
 ソロス, ジョージ 1999. 『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社。
 ターナー, ハムデン・A. トロンベナルス 1997. 『七つの資本主義』日本経済新聞社。
 テンニエス 1957. 『ゲメインシャフトとゲゼルシャフト』(上, 下)(杉之原寿一訳)岩波書店。
 トッド, エマニュエル 1999. 『経済幻想』(平野泰明訳)藤原書店。
 トレンジ, ディヴィッド編 1998. 『ラディカル・デモクラシー アイデンティティ, シティズンシップ, 国家』(佐藤・飯島・金田他訳)三嶺書房。
 中根千枝 1987. 『社会人類学 アジア諸社会の考察』東京大学出版会。
 新山雄三 1999. 「企業文化と『公正性』」(『法律時報』第 71 巻 7 号)。
 日本経済新聞社編 1998. 『アジア危機からの再生』日本経済新聞社。
 1999. 『アジア変革の世紀』日本経済新聞社。
 パイ, ルシアン 1995. 『エイジアン・パワー』(上)(園田茂人訳)大修館書店。
 濱口恵俊 1998. 『日本研究原論』有斐閣。
 原洋之介 2000. 『アジア型経済システム グローバリズムに抗して』中公新書。
 ハンチントン, サミュエル 1998. 『文明の衝突』(鈴木主税訳)集英社。
 ヒルシュ, ヨアヒム 1997. 『国民的競争国家』(木原・中村訳)ミネルヴァ書房。
 広渡清吾 1998. 「グローバリゼーションと日本国家」(『法の科学』27 号)。
 松尾 弘 1999. 「善良な政府と法の支配 1, 2, 3 完」(『横浜国際経済法学』第 7 巻 2 号, 第 8 巻 1, 2 号)。
 南 亮進 1998. 「市場経済と民主主義」(『世界』1998 年 8 月号)。
 ムフ, シャンタル 1998a. 『政治的なるものの再興』(千葉真他訳)日本経済評論社。
 1998b. 「ラディカル・デモクラシーかリベラル・デモクラシーか」(デ

- イヴィット・トレンド 1998 所収).
- 村上泰亮 1992. 『反古典の政治経済学』(上)(下)中央公論社.
 ・公文俊平・佐藤誠三郎 1979. 『文明としてのイエ社会』中央公論社.
 安田信之 1982. 「イギリス法の移植とその変容 インド会社法を例として」
 (『アジア経済』第23巻7号).
 1987. 『アジアの法と社会』三省堂.
 1996. 『ASEAN 法』日本評論社.
 1999a. 「知的協力としての法制度の移転：制度知としての法の移植」
 (『国際開発研究』第8巻第2号).
 1999b. 「人権・個人的なものと社会的なものか アジアの人権にそ
 くてして」(今井・森際・井上[1999]所収).
 2000. 『東南アジア法』日本評論社.
 2001a. 「グローバリゼーション・開発・国際開発学」(『国際開発フ
 ォーラム』18, 207-217).
 2001b. 「『アジア的』なるものについて アジアの人権・権利概念理
 解の前提として」(『北大法学論集』).
- 横川信治・野口 真・伊藤 誠編著 『進化する資本主義』日本評論社.
 ラミス, C・ダグラス 1998. 『ラディカル・デモクラシー』(加地永都子訳)岩波
 書店.
 ロバートソン, R. 1997. 『グローバリゼーション地球文化の社会理論』(阿部美哉
 訳)東京大学出版会.
 和辻哲郎 1979. 『風土 人間学的考察』岩波書店.

外国語文献

- Backman, Michael 2001. *Asian Eclipse Exploring the Dark Side of Business in Asia*. John
 Wiley and Sons (Asia).
 Bauer, Joanne and Daniel B. Bell (ed.) 1999. *The East Asian Challenge for Human Rights*.
 Cambridge University Press.
 Brook, Timothy and Hy V. Luong (ed.) 1997. *Culture and Economy The Capitalism in
 East Asia*. University of Michigan Press.
 Camdessus, Michel 1997. "Is the Asian Crisis Over?" [http://www.imf.org/external/
 /np/speeches/1998/040298.htm](http://www.imf.org/external/np/speeches/1998/040298.htm).
 Chan Kuok Bun (ed.) 2000. *Chinese Business Networks, State, Economy and Culture*.
 Prentice Hall, Nordic Institute of Asian Studies.
 Classens, Stijin et al. 1999. *Who Controls East Asian Corporations*. The World Bank,
 Policy Research Working Paper No. 2054.
 Evance, Peter B, 1995. *Embedded Autonomy ; States and Industrial Transformation*,

- Princeton Univ. Press.
- Fischer, Stanley 1998. *The IMF and Asian Crisis*. (<http://www.imf.org/External/np/speeches/1998/032098.HTM>)
- Foong, Wai Fong 1999. *The New Asian Way*. Prilanduk, Malaysia.
- Gidens, Anthony 1998. *The Third Way, The Renewal of Social Democracy*. Polity Press.
- Hefner, Robert W. (ed.) 1998. *Market Cultures ; Society and Morality in the New Asian Capitalisms*. Allen & Unwin, St.Leonards, NSW.
- IDE/JETRO 2001. *Competition Law and Policy in Indonesia and Japan*. IDE/JETRO.
- Il, Chong Nam, Yeonjae Kang, and Joon-Kyung Kim 1999. *Comparative Corporate Governance Trends in Asia*. Submitted to the Conference on "Corporate Governance in Asia : A Comparative Perspective," Seoul, 3-5 March 1999.
- IMF 1998. *The IMF's Response to the Asian Crisis*. Factsheet, Oct. 1998. (<http://www.imf.org/External/np/exr/facts/asia.HTM>)
- Min, Chen 2000. *Asian Management Systems Chinese, Japanese and Koreans Styles of Business*. International Thomson Business Press.
- Neiss, Hubert 1998. "In Defense of the IMF's Emergency Role in Asia." *International Herald Tribune*. October 9, 1998.
- Nuyen, A. T. 1999. "Chinese Philosophy and Western Capitalism." *Asian Philosophy* Mar. 99, Vol. 9 Issue 1.
- von Pfeil, Enzo 1998. "Can Asia Want Capitalism?" *Far Eastern Economic Review* Oct. 1, 1998.
- Radelet, Steven and Jeffrey Sachs 1998. *The Asian Financial Crisis : Diagnosis, Remedies, Prospect*. Harvard Institute for International Development, April 20, 1998. (<http://www.hiid.harvard.edu/pub/other/bpeasia2.pdf>)
- Rajan, Raghuram G and Luigi Zingalesnd. 1998?. *Which Capitalism? Lessons from the East Asian Crisis*. <http://gsblgzuchicago/Psappers/whichcap.pdf>.
- Ravach, Samantha F. 2000. *Marketization and Democracy : East Asian Experiences*. Cambridge University Press.
- Sheridan, Greg 1999. *Asian Values Western Dreams Understanding the New Asia*. Allen & Unwin,
- Upham, Frank K. 1994. "Speculations on Legal Informality : On Winn's "Relational Practices and the Marginalization of Law." *Law and Society Review* Vol. 28, Issue 2.
- Vatikiotis, Michael 1998. "The Reform Tango." *Far Eastern Economic Review* Nov. 5 1998, 10-12.
- Walters, Malcolm 1995. *Globalization, Routledge*. London and New York.
- Woo-Cumings, Meredith ed. 1999. *The Developmental State*. Cornell University Press.

The World Bank 1993. *The East Asian Miracle*. Oxford Univ. Press.

1998. *East Asia : The Road to Recovery*. The World Bank, Washington.

Yasuda, Nobuyuki 2000. *The Evolution of ASEAN Competition Law within the APEC Framework*. APEC Discussion Paper Series, No. 32, GSID, Nagoya University.